

の異なる問題でありまして、なかなか困難であります。有料にするとしたらくみ取り手数料としても徴収すべきであり、その場合、一部地域ではなく、全区域を対象としたものだろうということになっております。このことは供用開始区域が一定になっておりませんので、その部度のことで、状態の供用開始区域等あります関係上、広域の実態調査等も含めて相当の事務量が必要になってくるという形で、有料化にすることによって市民の権利の概念的に逆に下水道の水洗化促進の弊害になることを予想されます。そんなことによりまして有料化を実施している市の利用負担の状況を見ますと、大体普及率が80%を超えている市においては有料化に踏み切っているところが三市ばかりあります。したがって、先ほど市長から結論といいますか、御答弁がありましたように、し尿のくみ取り有料化については、全区域が供用開始された時点で有料化を前提として検討したいというふうなことが調整会議の中では出ておりまして、この問題につきましても担当委員会に御相談申し上げ御審議いただければと、このように思います。

それから、近隣市町との協議でございすけれども、これにつきましては情報

交換的、三市二町でやっております衛生担当課長会等でも情報交換的なことで実施しております、別段これについての特別な協議というふうなことはないたしております。

それから、し尿の有料化、無料化につきましてはそのような答えてでございます。

以上、はなはだ雑駁な御答弁でございます、御理解いただきたいと思います。

○総務部長(浅見裕康君) 自席からお許しをいただきます、私どもの担当しま

す関係につきまして御答弁申し上げます。

まず契約関係でございますけれども、まず一点のいわゆる十万円未満の工事、こういった場合、主として修繕工事が多いわけでございますけれども、これにつきまして財務規則の規定によりまして、契約書の省略がござるということになっております、先般も御指摘いただきましたように一式という表現があるので、これについて改善をしたいというふうな御答弁を申し上げてあるわけでございます。

それで早速、去年の十二月十六日付をもちまして各関係部課の庶務担当の係長あてに工事請負契約についてということで、この一式の関係につきまして、今後、業者から見積書等、あるいは請求書、そういうものを徴する場合には

種別や形状、寸法、数量、そういうものを、あるいは人工、そういうものを十分
分明細でわかるような形で徴して、それで発注すべきであるというふうな意味で、
それぞれの課におきまして十分配慮していただくよう通知を出しております。
全く修繕の場合ですと一式という表現をしているんですが、すけれども、やはり
金額が算定されているという前提に立ちますれば、それぞれの積み上げで金額
が算定されるのでございますので、特に留意をいただくと、各関係部課
に連絡をお願い申し上げておきます。

次にもう一点、臨時職員の雇用契約の関係でございます。具体的に御
指摘をいただきましたのが学校給食の配膳人員でございます。雇用計画、
あるいは契約内容、それから規定、そういうものがあろうかという御指摘で
ございますけれども、これは最近におきましては承諾書というふうな書類を一応も
らいまして、そこに雇用期間、それから職種の内容、あるいは賃金、その他必要
事項を書いたもので、それを市長あてに提出をいただいてパートのいわゆる雇
用という形で雇用しているということでございます。

一般にござは、先ほどもお話ございましたように規定がございますけれども、

これはいま御指摘いただいております給食の関係につきましては全く適用ござい
ません。したがって、ここに申しわけない次第でございますけれども、これらの
関係につきましては早急にデータ等必要な事務処理を行って、今後先ほ
ど市長も申しましたように、雇用に伴いますいろいろなトラブルの起因にならないよ
うな、そういうことで対応していかねばならないということで、現在研究中で
ございます。

なお、この関係につきましては教育委員会においても研究をされておりますので、
また、私が御答弁申し上げました後に補足をしたいんだというふうなふうに考へ
ております。

それから次に補助金の取り扱ひの関係でございますが、先ほど市長が申しまし
たように、西多摩勤労者福祉協議会、その補助金につきまして従来二十万円
だったものを、五十五年については十五万円に五万円減額したわけでございます。

ただ、御指摘いただきましたいわゆる支出の根拠、あるいは理由、そういうもの
について具体的に根拠を示してもらいたいというふうな御質問でございますけれども、
これも、この点につきまして一応請求書、あるいは前年度の決算書、事業報告

書、あるいはその当該年度の事業計画書、そういうものが提出されておりますけれども、確かに書類上書があるというところは、はっきりしたもので、どういふ催しに幾らかかたかというふうな内容のものではございません。それで、その他若干の補助金を出す立場におき、それを一つの基礎資料として補助金の算定をするという考え方に立ちますれば、まことに不十分でございます。ただ、五十五年度の場合、すでに予算が執行されておりまして、長いこと二十万円支出していたというふうな実績がございますので、当面この構成といたします人員構成、これが約一六％になりますので、これを基準に十五万円という数字を出したといえは出したというふうなことになるわけでございます。いづれにいたしましても、こういう市の補助金につきましては一応御指摘いただきましたような支出の根拠だとか、それからその成果、そういうものをある程度私も認識、あるいは評価した中で決定されると思いますので、今後これと五十五年度に十五万円出した時点におきましても、十分それは協議会の方は、私どもの福生市の考え方としては十分知悉しております。今後、決算報告につきましても、その内訳につきましてもう少し確たる証拠と申しますが、実績、そういうものがわかるように、そういう

うものを提出していただくよう、そういうないと今後補助金の支出が非常にむずかしくなるというふうな指摘もいたしまして、これと十五万円を支出したわけでございます。

また補助金といわゆる会費の関係者のその比率を五十四年度の決算と五十五年度の予算を例にしようと申し上げていきたいと思っております。五十四年度がいわゆる会費と称せられるものが八万三千五百六十円、それから補助金と称せられるものが六十五万円でございます。五十五年度の予算について申し上げますと、会費と称せられるものは八十一万七千四百四十円、それから補助金が五十五万円。

以上、市長答弁の補足を私から申し上げました。よろしくどうぞお願いいたします。

○教育次長（八木房雄君） お許しをいただまして、自席から補足答弁をさせていただきます。

まず学校給食の配せん。パートの関係でございますが、この実態につきましては小中合わせまして現在十八人おります。

その内訳でございますが、二十一年級以上は三人ということでございます。二小、三小には各三人おります。一、四小、五小、六小には各二人でございます。それから中学は一中と二中にミルクを行っておりますので、各一人おります。年数でございますが、十三年が一人、それから十年が一人、五年から七年が三人と、それから三年から五年が三人、二年が四人、「一年が五人」ということに相なっております。

続きまして、第六小学校、第一小学校の空き教室の関係でございますが、第一小学校につきましては市営住宅の建てかえに伴いまして児童数の増加がございまして、現在二十教室に対して二十学級になりますので埋まっております。第六小学校につきましては、御質問のとおり十教室に充てられているということでございます。

以上、補足答弁いたします。

○市民部長（井上久男君）　それでは西口再開発事業につきましての最初の進捗状況につきましては、先ほど市長から御答弁がありましたので省略させていただきます。二番目の欠席者に対する説明という御質問でございます。

すが、これはやはり予定はしておりましたけれども、地元協議会と協議した結果、訪問することによって誤解を招くことになるので取りやめた方がいんじゃないかというような協議に基づきまして、取りやめた次第でございます。

それから設立準備会の設立につきましては、先ほど市長からも御答弁申し上げましたように、意識調査等がまとまり、地元への説明後、あのような準備委員会が設立指導するというようなことになろうかと思っておりますけれども、そのようなことで若干おくれております。そのようなことで、五十五年度の事業につましてはあくまでこれは商工会を通じて地元協議会の中でのことでございます。つづき、その辺もお含みあわせいただきたいと思います。

○議長（末次性男君）　これより三時まで休憩いたします。

午後二時四十九分　休憩

午後三時　四分　開議

○議長（末次性男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（田村匡雄君）　お許しをいただまして、自席から答弁させていただきます。

先ほどの答弁漏れでございすけれども、六番の財政確立の方策についての中
で、第八小学校のときに、この前の議会で一般財産というふうな、当を得ない言
言をしておりますが、一般財産というのと第八小学校でございすのべ、ちよと違ふのべに
公有地という意味で申し上げたので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思
わけてございす。

よろしく願ひいたします。

○議長(末次性男君)

理事・首より訂正の申し出がありますので、これを許します。

○教育次長(八木房雄君)

謹んで訂正方お願いいたします。

それから御答弁申し上げました関係でございす、年数のことにつきましては、
「一年を五人と申し上げましたが、六人」というふうに御訂正いただきますよう願
ひいたします。

謹んで御訂正方お願い申し上げます。

それから答弁漏れでございす、第六小学校の十教室の空いている関係で
ございす、これにつきましては現在音楽室、それから図工室、それから視聴覚

室、それから特別活動室二教室、それから資料室一、それから保健室一、
それから社会科資料室が一、それから会議室が一、それから児童会室が一、
このようにして利用されております。

以上です。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(末次性男君)

お諮りいたします。

ただいま八木次長より訂正の発言がございましたが、訂正することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よって八木次長の訂正を認め

ることにいたします。

○議長(末次性男君)

引き続き質問を行います。

○十六番(貫井喜代次君)

自席から幾つかまたおさうい的に質問をいたします。

まず第一番の基金並びに市債についての説明では、どうも少し酷な言い分かも
しれませんけれども、一歩も前進していないというふうに私はとられますので、この

前の回答と同じような状況のように私は聞き取りました。したがって、この件についてはまた後刻議事録がでますとはっきりしますので、その後でまた質問をさせていただくことにいたします。

それから二番目の下水道事業と繰入金についてですけれども、これについても一部どうも不鮮明なところがございますが、負担区分の明確化のことに對して、先ほど五十七年からというふうなことで、近づけるための、そういうふうに私の聞き間違いかもしれませんが、そんなふうに聞きました。検討はどうしたかということに對して、五十七年度からというふうなことをしたに、これに誤りがないかどうかを、これは確認的にお聞きしておきます。

それから、くみ取り料の問題ですけれども、全市が実施してからというふうなことで、ことというよりそういう回答でございますけれども、そうすると、これに関連して、それでは改造資金と補助金の問題はどうかという問題も一つ起ります。それと同時に、一番最初に供用開始した地区と、最後に完成した時点に置くということになる、四年経過したもの、三年経過したもの、それから二年、一年経過したもの、こういうふうな供用開始から全域供用という

この間に起りますというふうな問題が、果たして市民の公平性というか、そういうものが欠けるんじゃないかと、のみならず、さき申し上げたように、それでは改造資金と補助金等はどうかという問題も出て、これは必ず関連して出てくると思います。もう三年経過すれば補助金も打ち切り、そういうふうに現在ではなっているわけですから、そういうふうなことも派生してくるというふうに私は思うんですけれども、そういう点をどういうふうに考えているのか。これははっきりした考え方を聞いておかないと、今後の下水道事業に關係してくみ取り料の問題が後刻出てくるんじゃないかと思うので、この点をさらにひとつお聞かせをいただきたいと思います。それからまた、これも一歩も前進してないんですけれども、前回も近隣市町と検討すると、今回も近隣市町と話し合って進めていくというふうなことですけれども、それでは近隣市町といままでどういうふうに話し合ってきたか、何回話し合ったのか、どういう市町の市はどうかとこの市町とこういうふうな話をしたのかという内容的なことをひとつお聞かせいただきたいと思います。

横田基地の關係は訂正ができないということではないということですが、これ

は当然、やうなぐらやならない。条例はどつとつてだれが議決して公布施行するかという事になれば、法に違反しない限りは、市で、市議会が議決して決定するところであるので、もう条例改正はただやるかやらないかという問題だけではないかろうかと思ひます。しかし、これはどうするんだという事でございすので、これについては回答は要求いたしません。

それから契約についてですけれども、十万円未満の一式については了としたしますが、同じ契約でも、先ほど質問いたしました学校給食作業員——パートについて何ら現在適用規定もないんだと、やういふことでございす。しかし、雇用しうすでに十年以上、私が聞いた範囲では一番長い作業員では十三年引き続いて同一職場でパートで働いてゐる方もあると聞きますが、そこで臨時職員とはどういふようは職員をいうのか、先ほどもちやうと申し上げましたけれども、この作業員の身分等について長期間連続雇用となると労働関係法——労働基準法、あるいは労働組合法、または労働関係調整法と地方に職員関係からより以上の複雑なここに権利関係が生ずるおそれがあると思ひます。うわけです。そのようには配はないものかどうか。ないとするならばその法的根拠

を説明していただきたいと思います。

労働基準法の第十四条の労働契約では、「契約期間について一年を超える期間について締結してはならない」というふうに法で決められており、また、労働条件の明示と賃金、労働時間の明示や、さらに労働基準法の第十九条では解雇制限。それから二十条では解雇の予告として三十日前に予告しなければならぬ。これらは皆さん御承知のとおりでございす。こうした定めのおかげに災害の補償等についての定めもありますけれども、特に労働契約の契約期間をどの様に契約し、また、それを実行してゐるか。先ほど、どうもやういふことがないやうでうやむやのうち現在に至つてゐるので、適用規定をつくりたいといふことでございすけれども、現在までの間、どういふ契約の内容で現在を迎へてゐるかといふことをひとつお聞きしておきたいと思ひます。それから、もちろん作業の内容、労働時間を考へてみますとパートタイマー規定を定めるまでもあるのはいささか無理が生じ問題が生ずるかとも考へられますけれども、これは先ほど回答があつたやうです。

したがって、一般事務のパートと異なる作業内容であるので、しかも四時間

労働ということだと考えあわせて、この配せん作業員は他市でも実施しているというのを聞きます。これらを民間に委託して行ったかどうかと思いますが、理事者初の関係部課長の考え方はどういう考え方でいるか、その考え方をひとつ伺いたいと思います。もちろん、これは民間委託ということは、こうした軽作業というか臨時作業というか、以外にもいやや行事でもいろいろと補助入や職員の前減等が話題によつておりますけれども、時期が時期だけにやはりこういうふうな点を何らかの考えざるべきじゃないか。（そのとおりと呼ぶ音あり）他市においては準々職員みたいなところでやっているところもあるようです。また、いま私が申し上げたように民間に委託してこれを行うというふうなことをやっていると思えますけれども、私はもう民間に委託して行うべきではなからうかと思ふべきすけれども、考え方を伺いたいと思います。

これは先ほど中、労働関係法等申し上げましたけれども、地方公務員法の第二十九条の二で、なぜ私が労働関係法のことを申し上げましたかというところ、公務員法の二十九条の二では適用除外がありますけれども、これはもちろん二十九条の中には分限及び徴収の基準とか、あるいは分限とか不利益処分に関

する説明書の交付とかいろいろ内容が適用除外の中に書いてあります。それでは公務員法ではこの適用除外は条件つき採用の期間の職員、これも皆さん御承知のとおりです。それから、臨時的に任用された職員、この臨時職員には公務員法は適用されないわけです。したがって、労働法関係がここに出てくるんじゃないかと、こんなふうに私は思ふ質問しているわけでございますが、それとまた、地方公務員法の第五十八条では他の法律の適用除外という規定もございます。これによりますと労働組合法や労働関係調整法及び最低賃金法に関しては職員には適用しない。こういうふうに規定されておりますけれども、先ほど申し上げました労働基準法は適用除外となっていないとすれば、臨時職等にパートの雇用契約を厳密にしておかないと、後日思ふぬ問題でございまして起すのはしないかと考えて申し上げているので、十分これらについても留意されるべきじゃないかと思ふ質問をいたしましたわけでございます。

それから八小問題でございますけれども、児童数の推移は先ほど都の関係等を教育長からいろいろと説明がありました。また、また教室についても説明がありました。この八小問題について、前から私は土地の先行取得というのはすることに結構だと

しかし、問題は市の財政と絡み合せてこれは考えなければならぬ問題であるということをお願いしております。見通しのつかない、いわゆる八小建設に公社からの立てかえ地代の利子を支払っていくという事は、このことは市民の直接生活にかかわる諸事業に大きな影響を及ぼすことで、これがために及ぼすというようなことがあつてはならないと私は考えていて質問したわけですが、この学校建設ということに對する、それでは補助金や起債等の問題もあろうかと思ひます。また以前は——三年前くらい前には人口急増郡市の適用を受けるんだというふうなことも説明をされてまいりました。

いずれにしても、この八小問題に對しては旧アサノボールの関係もございすけれども法律違反をしてはいけなけれども、法によつての自治体いろいろ動いてゐるわけですから、法律違反してはいけなけれども、取り扱ひが多少適當ではないといふ上級官庁から指摘を受けても、俗に言う「背に腹はかえられぬ」といふこととえがあります。この際、思ひ切つたこれに對する措置に踏み切るべきと思ひが、市長のお考えをお聞かせ願ひわけですが、そこで先ほど統計の關係でいろいろ説明が郡の關係な人もありましたけれども、もう前々回からも、その前から

もういまだ少し昨年の九月ですが、十二月ですが、三月末までというのが、今度は三月になるとことしの十二月末までと、これは私も内容はよくわかつてゐるんですよ。知っているがそれと言えぬという内容は、つぎの説明があつたように、まだ八小問題は一部手づけてあつてまだある土地もあるというけれども、そういうことを待つてゐた人では、これは一日おくれれば一日おくれだけの非常に高向の利息を払わなければならぬ。しかも、見込みがある、いつまでということだらうけれどもよろしいと思ひますけれども、そういうようなことあります。

それから、私が児童推移についてこういうことで調査してきた人ですが、郡の統計調査だと何だとかという事でなくて、身近な市勢統計の八〇年版というのを私たちがもらつております。つい最近もらつたんです。これは昭和四十五年から五十五年までの総人口数が十年間に二万八百五十人ふえてゐるんです。それで、この十年間に一番人口が増加したのは四十九年から五十年で一年間に二千七百二十七人ふえてゐるんです。これは福生団地の關係じゃなからうかと思ひますけれども、一方、五十四年から五十五年において、わずかに一年間に、これは昨年です、五十四年から五十五年の一年間に福生の人口が幾ら伸びてゐるかという

百六十九人伸びております。これが増加してないんです。そういう統計です。これは統計が誤りだというんだらう、誤りの統計なんか出さない方がいいと思ひますけれども、統計を信じて私は質問してゐるんです。

そこで、この十年間に、それでは子供の人口増はどうか、これもゼロ歳からずっと九十歳以上まで出ておりますけれども、この子供のゼロ歳から四歳については、四十五年の四千二百五十九人、これに対して十年後の五十五年が四千三百四十四人、十年間に八十五人の増加です。十年間ですよ。一年に八人半ばかりです。この統計でいけばそれしか増加してないんです。それじゃ五歳から九歳まで、これは小学生になりますけれども、これはどうかというところ、この十年間に一千二百二十四人増加しております。十年です。したがって一年に百二十二人ばかりです。それではその上のちやうと中学まで行くような十歳から十四歳まででは一千四百十二人が増です。したがってゼロ歳から四歳の十年間の八十五人というところは、いま申し上げたように一年に八人半です。五歳から九歳が一年平均にすれば百二十二人であるし、十歳から十四歳までは百十四人、これしか伸びてないんです。だからこれらの数字を現在ある七つの小学校で割ってみたら一小学校幾人か、教育長が当分八小の

建設は必要ないと言へたのはこういうところにもうちやんと出てゐるんです。いつなんと言えないうんです、教育長も。当分というのはだからいつか、当分と言ふんだから来年や再来年じゃないと思ひます。少なくとも十年か十五年、当分ということではございまいしょうけれども、必要ないと言へるを得ない。こういう人口統計であれば、先ほど申し上げたように用地代をいかにして解決するが、一日伸ばせばこうやって私たちがしゃべっている時間でも一日に四十万円利息で吹っ飛んでしまふんです。これはどこから吹っ飛ぶかというところ、結局は市税から吹っ飛ぶんです。一日ですよ。一日四十万円吹っ飛んでしまふ。一年おくれれば一億六千万円も吹っ飛んでしまふ。

そこで私が申し上げたように、学校建設で建設について三分の一、土地について三分の二、急増になれば幾らになりますか。この前教育長が言ったように十億の建設費がかかるということ、これも十年も二十年も、あるいは二十年というのはどうかしなければ、十五年もやりっぱなしでいたら、そういうものをもらうために十五億も二十億も税金から利息を払わなければならぬ。これを黙っていいで何とかしなければならぬとして検討するのびやけりわれわれ議会であるし、